

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年四月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 皆野両神荒川線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>秩父郡皆野町大字国神字関谷六五 ○番二地先から同郡同町大字大渊 字関口一六番二地先まで</p>			区 間
<p>八・〇〇〇 二〇〇・五六</p>			敷地の幅員 (メートル)
一八四・三〇	一七三・〇五		延 長 (メートル)
<p>旧Bの廃止)</p> <p>整備工事(橋梁代替路 地方特定道路(改築)</p>			備 考